

(様式第1号)

神崎市不妊治療助成事業申請書

年 月 日

神崎市長 様

関係書類を添えて、下記のとおり不妊治療費の助成を申請します。

- ・本申請書の記載事項に相違ありません。
- ・神崎市以外の自治体が行った不妊治療助成事業による助成金の交付状況について神崎市以外の自治体に照会すること、神崎市不妊治療助成事業による助成金の交付状況について他の自治体から照会のある場合これに回答すること、助成対象となった不妊治療に関して実施医療機関に照会すること、課税資料等を閲覧することについて同意します。

申請者	夫	妻
ふりがな 氏 名	印	印
住 所	〒	〒 ※夫婦の住所が同じ場合は、記入不要。
生年月日	年 月 日	年 月 日
電話番号	— —	— —
不妊治療に要した費用	※受診等証明書に記載された金額と同額であること 円	
助成実績	※該当する箇所にチェックしてください。 ☐ 今までに神崎市で不妊治療の助成を受けたことがある。 ☐ 佐賀県の不妊治療の助成も受けている。 ☐ 神崎市と佐賀県以外の不妊治療の助成を受けたことがある。(どこ)	

○添付書類 ※ 該当するものを○でかこんでください。(必要書類は裏面を参照)

- ・受診等証明書(様式2号)
- ・請求書(様式3号)
- ・医療機関発行の領収書
- ・夫及び妻の所得証明書(児童手当用)
- ・住民票謄本(続柄、筆頭者の記載のあるもの)
住民票で夫婦関係が確認できない場合は戸籍謄本も必要
- ・その他 ()

(受理日)

※お預かりした個人情報厳重に管理し、神崎市不妊治療助成事業申請のために使用します。
上記の場合を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

(裏面)

注意事項

- 1 夫及び妻双方の合意に基づき、連名で申請してください。助成金の交付は、戸籍法の規定による婚姻の届出をされている夫婦の方を対象としています。いわゆる事実婚の方は助成対象になりません。
- 2 **治療開始日時点の妻の年齢が43歳以上であること**、夫又は妻のいずれか一方又は両方が神埼市内に1年以上住民登録していることが必要です。
- 3 夫婦の所得の額の合計が730万円未満の方が助成対象になります。ここでの所得の額は、児童手当法施行令第3条の規定を準用して算定された額のことをいいます。
- 4 助成の対象となる不妊治療費は、配偶者間で行った、健康保険が適用されない人工授精・体外受精（凍結胚の移植を含む）・顕微授精（凍結胚の移植を含む）の治療費です。ただし胚の凍結料、入院費、食事代、証明書などの文書料は除きます。
- 5 助成金の額の上限は、1年度（4月から3月まで：申請日基準）につき初年度20万円以内、次年度以降は1年度10万円以内です。医療機関に支払われた不妊治療費の額（医療機関が証明した額）の10分の7から、佐賀県の助成金又は、助成金相当額及び、他の市町村で受けた助成金を差し引いた額が助成されます。助成期間は通算して5年を限度とします。
- 6 助成金は、**治療が終了した日の属する年度内（3月末日まで）に請求してください。**ただし、年度内に請求することが難しい**2月以降に治療を終了されたご夫婦については、年度を跨いで4月末日まで請求を受け付けています。**この場合の助成は『治療終了の年度』ではなく、『申請された年度』分となりますので、ご注意ください。**※土日祝日を除く。**
- 7 助成金の申請は、この申請書に、不妊治療費を医療機関に支払われる際、医療機関から受けた証明書（受診等証明書）、医療機関発行の領収書、請求書等を添えて神埼市こども・福祉部こども家庭課に提出してください。このとき、申請される方の印鑑、振込みを希望する預金通帳又はそのコピーを持参してください（口座名義人や口座番号の確認のため）。

種 別		添 付 書 類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯に属する場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票謄本（続柄の記載のあるもの） ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票謄本（続柄の記載のあるもの） ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用） （配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で、上記住民票謄本では夫婦であることが確認できない場合、上記に加え、） ・戸籍謄本
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯に属する場合		・夫及び妻の住民票抄本 ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用） ・戸籍謄本
夫又は妻のいずれか一方が外国人である場合		・住民票謄本及び外国人登録原票記載事項証明書 ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用） ・日本国籍を持つ配偶者の戸籍抄本
夫及び妻が外国人である場合		・外国人登録原票記載事項証明書 ・夫及び妻の所得証明書（児童手当用） ・婚姻の届書の受理証明書又は記載事項証明書

※ 上記書類は、所得に関する書類を除き、交付日より**3か月以内**のものを有効とする。また、住所や所得等の要件を満たしていることを確認するためのものであり、このとおりの書類が提出されていない場合であっても、提出された書類によって、要件を満たしていることが確認できれば、必ずしも上記書類の追加提出は要しない。（例：明らかに所得要件を満たす場合は、「児童手当用」ではなく「一般用」の所得証明書でも可）

申請書の提出と問い合わせ先

〒842-8601 神埼市神埼町鶴3542番地1
神埼市役所 こども家庭課 母子保健係
TEL 0952-37-3873